

福島県 大熊町

(基本方針)

インフラ復旧については、避難指示解除準備区域と居住制限区域の道路、上下水道、電気・通信、ガス等のライフライン復旧を最優先として計画し、各事業者との緊密なる連携により復旧を進めるものとする。

また、防火用水を兼ねる農業用排水路や決壊の恐れのある農業用ため池等の復旧は、地域の安全確保の観点から早急に対応していく。

なお、国が指定している帰還困難区域にある各施設等の復旧については、その時期は未定。

1. 海岸（福島県）

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
 - ・平成28年度内の災害調査・査定実施を目指す。

2. 河川（福島県）

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
 - ・平成28年度内の災害調査・査定実施を目指す。

3. 下水道

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針

新町浄化センター（第6処理施設）、地域下水道第1処理施設（地域し尿処理施設）は、帰還困難区域内にあり施設及び管路の被害調査が実施されていない。

地域下水道第4処理施設（農業集落排水施設）（大川原地区）は、平成26年度東北農政局の福島農業基盤再生調査事業で平成27年3月に被災調査を完了。
- ② 平成27年度に実施したこと（成果）

地域下水道第4処理施設（農業集落排水施設）（大川原地区）については、平成27年12月に災害査定を受け、平成28年1月に復旧工事に着手。同じく平成27年6月に大川原区域内の下水処理施設（大川原処理場、第1～3マンホールポンプ場）の点検を開始、9月より修繕着手、2月に修繕完了し、下水処理施設を稼動して供用開始できる体制を整備した。

その他、熊町地区、野上地区、山神地区、中央台地区については、帰還困難区域内にあり施設及び管路の被害調査が実施されていない。

また、夫沢地区及び熊川地区の施設については、帰還困難区域内にあり、さらに津波被害が甚大であるが未調査となっている。
- ③ 平成28年度の目標（復興計画第1期調書より）

大川原区域内の下水処理施設（大川原処理場、第1～3マンホールポンプ場）については、供用開始、通常維持管理を実施。合併浄化槽についても、将来的な長期宿泊、特例宿泊に向けて整備する。なお、地域下水道第4処理施設（農業集落排水施設）（大川原地区）については、管路及び処理施設について完了。

4. 生活用水

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針

双葉水道企業団が復旧する上水道とは別に一部、沢水、湧水を利用し生活用水を確保していた地区（中屋敷地区）があり、震災以降、放射性物質の影響からこの地区で利用する生活用水は今後より一層の安全性が求められる。このことから平成28年度に本件の対策を実施予定。
- ② 平成27年度に実施したこと（成果）

希望者宅、集会所に対して井戸掘削を検討。意向調査の実施。
- ③ 平成28年度の目標

井戸掘削工事の完了。安全な生活用水の供給。

5. 道路

① 被災の状況と復旧の予定、方針

【町管理道路】

東京電力福島第一原子力発電所3km 圏内を除き、平成23年度に主な幹線道路の災害調査測量を行い、応急復旧が完了している。帰還困難区域内については、災害復旧が未定となっている。

② 平成27年度に実施したこと(成果)

年間を通して、町内の町道・農道の維持管理を実施した。

③ 平成28年度の目標

前年度の事業実施を踏まえて、年間を通し町道・農道の維持管理を実施する。

6. 農業用施設

① 被災の状況と復旧の予定、方針

農道については、平成26年度東北農政局の福島農業基盤再生調査事業で平成27年3月に被災調査を行い、応急復旧が完了している。帰還困難区域内については、災害復旧が未定となっている。

ため池については、平成25年度東北農政局の福島農業基盤再生調査事業で平成26年3月に被災調査を完了。農業再開及び復興整備計画との調整を図りながら災害復旧を計画する。

用水・排水路は平成26年度直営にて現地調査を行い、平成27年度東北農政局の福島農業基盤再生計画調査を実施。引き続き被災状況調査を継続予定。

林道については平成23・24年度一次〔目視点検〕調査を実施済み。現在も道路パトロール等により管理をしているが、災害復旧は未定となっている。

② 平成27年度に実施したこと(成果)

年間を通して、火災予防のため幹線排水路の維持管理及び、ため池等のパトロールを実施。

③ 平成28年度の目標

前年度の事業実施を踏まえて、年間を通し維持管理をする。

7. 文教施設

① 被災の状況と復旧の予定、方針

文教施設については、ほとんどの施設が帰還困難区域にあるため、被害調査未実施となっている。

8. 公共施設（役場、教育関連施設・福祉関連施設、町営住宅など）

① 被災の状況と復旧の予定、方針

坂下ダム管理事務所(大川原地区)については、電気・ガス・通信、上水道、浄化槽の復旧及び除染が終了しており、現地連絡事務所として活用しているが、その他の施設については、ほとんどが帰還困難区域内にあり、当面は、除染やライフライン復旧の進捗状況に応じた復旧計画を策定していく予定。

② 平成27年度に実施したこと(成果)

除染、ライフライン復旧に応じた復旧計画を検討。

- ③ 平成 28 年度の目標
除染、ライフライン復旧に応じた復旧計画を検討。

9. 住宅（公営住宅等）

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
町営住宅については、帰還困難区域にあるため、被害調査未実施となっている。

10. 復興まちづくり計画

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
平成24年度に「大熊町第一次復興計画」を策定。また、平成25年度には、町内の地域ごとの放射線量経過予測と、町内復興拠点の整備等に関する復興まちづくりビジョン策定を行い、これらを踏まえながら平成26年度に「大熊町第二次復興計画」の策定を行った。
- ② 平成27年度に実施したこと(成果)
町内復興拠点(大川原地区)の整備のための基本設計等に着手。
- ③ 平成 28 年度の目標
基本設計完了を目標に、測量なども踏まえた実施設計に着手予定。

11. 除染

(国計画)

- ① 被災の状況と復旧の予定、方針
平成 24 年 12 月に策定された「特別地域内除染実施計画(大熊町)」に基づき、除染事業を実施し、平成 26 年 3 月までに、面的除染が終了。
除染効果の維持を確認するため、事後モニタリングを実施する等、必要な除染のフォローアップを実施。
- ② 平成 27 年度に実施したこと(成果)
除染で発生した除去土壌等の仮置場 15 箇所の維持管理を行いつつ、中間貯蔵施設へのパイロット輸送により、1,002 m³(袋)の除去土壌等を搬出。
- ③ 平成 28 年度の目標
必要な除染のフォローアップを実施。
中間貯蔵施設への輸送により、13,500 m³(袋)の除去土壌等を搬出。

(参考) <特別地域内除染実施計画(大熊町)>

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-area_p-okuma.pdf

12. 災害廃棄物等処理（対策地域内廃棄物処理）

- ① 被災の状況と復旧の方針、予定
・帰還の妨げとなる廃棄物について、仮置場への搬入を完了。
・引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。
- ② 平成 27 年度に実施したこと（成果）
・片付けごみの回収を実施。

③ 平成 28 年度の目標

- ・仮設焼却施設の建設工事に着手。

インフラ復旧の工程表(福島県大熊町)

平成28年3月末現在

●→ :工程が見込めるもの ●....▶ :工程が現時点で見込みにくいもの

事業	整備主体	被災/稼働状況	H27年度に実施したこと(成果)	H28年度に実施すること(目標)	28年度				29年度				30年度				31年度以降	備考・ポイント等
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月		
海岸																		
海岸 (4地区5海岸) (帰還困難区域)	県 (現所管)	詳細調査未了	-	災害調査・査定実施を目指す	●.....▶ 災害調査・査定実													
河川																		
二級河川	県	未調査	-	災害調査・査定実施を目指す	●.....▶ 災害調査・査定実													
下水道																		
(居住制限区域) 大川原地区農業集落排水事業 【管路】	町	管路及びマンホールの沈下若しくは隆起の状況が見られる。	設計・査定 工事着手	工事完了	●→ 工事													使用開始後、復旧対応箇所が確認された場合修繕又は工事対応
(居住制限区域) 大川原地区農業集落排水事業 【処理施設】	町	詳細に調査しなければ判断が付かない。	修繕着手	工事完了	●→ 工事													
(帰還困難区域) その他下水道施設	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定													
上水道																		
(避難指示解除準備区域) 中屋敷地区飲料水安全確保対策事業	町	-	場所選定、設計	工事完了、運用開始	●→ 工事・水質調													
町道																		
(帰還困難区域) 町道西20号線 外52路線	町	路面亀裂、路面陥没等。 平成23年度に主な幹線道路の災害調査測量済。	未着手	-	未定													帰還困難区域のため未定。 年間を通して、応急復旧に対応
(居住制限区域) 町道西65号線 外9路線	町	路面亀裂、路面陥没等。 平成23年度に主な幹線道路の災害調査測量済。	維持工事着手	維持工事を継続する	●→ 工事													年間を通して、応急復旧に対応
(帰還困難区域) 町道西73号線	町	目視確認済み 法面崩壊	未着手	-	未定													帰還困難区域のため未定。 年間を通して、応急復旧に対応

事業	整備主体	被災/稼働状況	H27年度に実施したこと(成果)	H28年度に実施すること(目標)	28年度				29年度				30年度				31年度以降	備考・ポイント等	
					4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月			
役場・公共施設																			
(帰還困難区域) 大熊町役場庁舎	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。目視から1階天井の崩落や数箇所の窓ガラスの破損が確認されている。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 農村環境改善センター	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 老人福祉センター	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 保健センター	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 大熊町保育所	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 熊町児童館	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 大野児童館	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 大熊町公民館	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 健康増進施設	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(居住制限区域) 坂下ダム管理事務所	町	被害調査実施済みであり、現在は大熊町現地連絡事務所として利用している。	未着手	-	未定														
(避難指示解除準備区域) 中屋敷区集会所	町	被害無し。	未着手	-	未定														
(居住制限区域) 大川原1区集会所	町	建物の被害はないが、上下水道施設が稼働していない。	未着手	-	未定														
(居住制限区域) 大川原2区集会所	町	建物の被害はないが、上下水道施設が稼働していない。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) 熊川区集会所	町	津波被害により建物全損。	未着手	-	未定														
(帰還困難区域) その他地区集会所	町	帰還困難区域内にあり、被害調査は未実施。	未着手	-	未定														
(町内全域) 防災行政無線	町	帰還困難区域内(沿岸部)子局2箇所が津波により流失。本局が震災により使用不能。	本格運用開始	運用継続	●→														

各市町村における公共インフラ復旧の概況

福島県 大熊町

(復旧の概況)

- (避難指示解除準備区域、居住制限区域においては)道路に関して、一部亀裂、陥没等見られるので今後工事予定となっている
下水道に関しては、地域下水第4処理施設(大川原地区の農業集落排水施設)の復旧工事を実施(平成28年5月竣工見込)
- (国で指定している帰還困難区域においては)道路は、幹線道路が災害調査測量済みであるが、災害復旧は未定。上下水道等も、災害復旧は未定。公共施設に関しては、ほとんどが帰還困難区域内にあるため、当面は除染やライフライン復旧の進捗状況に応じた復旧計画を策定予定。
- (避難指示解除準備区域、居住制限区域においては)公共施設に関しては、居住制限区域内にある坂下ダム管理事務所で電気、ガス、上水道、浄化槽の復旧及び除染が終了しており、現在は現地連絡事務所として活用。